

日浦病院介護医療院 重要事項説明書

1. 当事業所の概要

(1) 事業者の概要

事業所名所	医療法人外海弘仁会
主たる事業所の所在地	長崎市下黒崎町 1402 番地
法人種別	医療法人
代表者氏名	理事長 日浦 剛
連絡先	TEL (0959-25-0039) FAX(0959-25-1338)

(2) 施設の名称等

施設の名称・設立年月日	日浦病院介護医療院 令和 8 年 4 月 1 日
施設の所在地	長崎市下黒崎町 1402 番地
管理者氏名	理事長 日浦 剛
介護保険事業者番号	42B0100053
開設年月日	令和 8 年 4 月 1 日
電話番号・FAX 番号	TEL (0959-25-0039) FAX(0959-25-1338)

2. 施設の目的と運営方針

(1) 施設の目的

慢性期の医療と介護の必要性がある方や介護度の高い要介護者に対し、「日常的な医療管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた療養を行うこととし、適正な介護医療院サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

利用者が有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう、施設サービス計画に基づいて医学的管理のもと、医療、日常生活に必要とされるリハビリテーション、看護、介護を行い、療養生活ができる施設として利用者に寄り添った医療介護サービスに努めるものとします。

3. 施設の設備 (入所定員 16 名)

療養費室	居室	機能訓練室	食堂	浴室	トイレ
4 室	4 床	1 室(共用)	1 場所 (共用)	1 場所 (共用)	4 場所 (共用)
非常時災害設備等					
スプリンクラー、非常階段、自動火災報知設備、誘導灯、ガス漏れ報知、防火扉、屋内消火栓、非常通報装置、誘導灯、非常用電源、屋内消火栓、消火器					

4. 職員体制及び職務内容

職種	職務内容
管理者(院長)※1	院長は職員を指揮監督し、施設業務全体を管理・監督する。
医師※2	利用者の病状及び心身の状況に応じて、医学的対応を行う。
介護支援相談員	利用者の施設サービス計画の原案を立てるとともに、必要に応じて要介護認定及び認定更新の申請手続きを行う。利用者の処遇上の相談、市町村の連携等に関する業務に従事する。
看護職員 介護職員	利用者の病状・心身の状態に応じ、適切な看護・介護を行うとともに、医師の指示により、利用者の保健衛生に関する業務補佐に従事する。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	利用者の日常生活を営むのに必要な機能を維持、改善を目的に訓練指導を行う。
管理栄養士	利用者の栄養状態評価と食事プラン作成、献立管理、栄養指導を担当。嚥下しやすい食事を作り、栄養状態を毎月チェック。低栄養を防ぎ、美味しく食べられる献立で健康を支える。
社会福祉士	利用者の医療福祉及び苦情相談を含めた全般的相談に応じる。
事務職員	施設の事務作業全般を行う。

※1 …管理者は併設病院との兼務者です。

※2 …医師は併設病院との兼務者です。夜間は併設病院に1名当直医がおり、緊急時は対応いたします。

5. 施設サービスの内容

(1) 介護保険給付対象サービス

種類	内容
施設サービス計画作成	利用者が直面している課題等を評価し、利用者及びご家族の希望を踏まえて、施設サービス計画書を作成します。その施設サービス計画書に基づき、安心して療養生活が続けられるように支援します。
医療・看護	医師による医学的管理の下、24時間体制の看護を行います。病状に応じ、診療治療を実施しますが、当施設で行う事の出来ない検査・処置・治療が必要になった場合は、協力医療機関を紹介します。(入所中は、原則として他の医療機関で治療を受けることは出来ません。万が一、施設に無断で診療を受けた場合は医療保険が使えませんので、全額自己負担になることがあります。)
機能訓練	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士により、利用者の状態に適した機能訓練を行い、機能の低下を防止するように努めます。
栄養管理・栄養ケア	心身の状態の維持、改善の基礎となる栄養管理サービスを提供いたします。

口腔衛生管理・口腔ケア	歯科医師及び歯科衛生士（嘱託）の指示・指導の下、嚥下性肺炎や口腔疾患を予防し、口腔機能を維持するため、口腔清掃の指導とケアを行います。
食事	（食事時間）朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～
清潔・整容	入浴は、週 2 回実施。身体の状態に応じて清拭になる場合があります。口腔ケア（毎食後歯磨き又は適時口腔清掃、口腔マッサージ）、足浴（適時）着替え、整髪、お顔の清拭、髭剃り、爪切りなど適切に行われるように援助します。
排泄	心身の状態に応じて適切な排泄支援、介助を行うとともに、排泄の自立の可能性について検討いたします。
起きる援助	できる限り「起きる」ことに配慮し、生活のリズムを考えて適切なアクティビティへの援助を行います。
相談及び援助	利用者とそのご家族からの相談に応じます。

6. 協力医療機関

医療機関	所在地	連絡先
(医)外海弘仁会日浦病院	長崎市下黒崎町 1402 番地	0959-25-0039
たけとみデンタルクリニック	長崎市永田町 3123 番地	0959-25-1717

7. 苦情申し立て窓口

当院相談窓口	電話番号 0959-25-0039 FAX 番号 0959-25-1338 地域連携室：社会福祉士 若葉谷 陽介 対応時間：9:00～17:00（土・日・祝日を除く）	
行政相談窓口	長崎市すこやか支援課	電話 0959-829-1146
	西海市福祉保健部 長寿介護課	電話 0959-37-0024
	時津町介護保険担当	電話 095-882-2211
	長崎市国民保険健康保険団体連合会 （全地域）	電話 095-826-1599

8. 事故発生時の対応

介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、当施設に定めるマニュアルに沿って対応します。速やかに利用者ご家族または、身元引受人・保証人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して行った処置等について記録するとともに、その原因を解明し再発を防ぐ為の対策を講じます。

9. 非常災害時の対策

非常時の対応	防火管理者を置き、別途定める当施設の消防計画及び風水害、地震・津波火災に対する防災計画に則り対応します。
避難訓練 消火訓練	別途定める当施設の消防計画に則り、年 2 回、夜間及び昼間を想定した避難訓練及び年 1 回の職員対象の消火訓練を実施します。

10. 秘密の保持及び個人情報の保護

当施設とその職員は、当施設の個人情報保護方針に基づき、業務上知りえた利用者又はその家族、若しくは保証人の方に関する個人情報の利用目的を別紙の通り定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、個人情報を使用及び提供します。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅支援事業者等との連携
- ③ 施設サービス計画に基づき、指定サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等に必要な場合
- ④ 認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果に関する情報
- ⑤ 利用者に病状の急変が生じ、転院等検討する場合の専門医への情報提供
- ⑥ 生命・身体の保護のために必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

11. 施設のご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	予約制（日浦病院窓口にお問い合わせください）
外出・外泊	外出、外泊を希望される場合は、主治医の許可を得たうえで「外出・外泊届」の提出をお願いします。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具などは本来の用途に沿ってご利用ください。万が一破損等が生じた場合、弁償して頂く場合があります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、他の利用者の許可なくその居室等に立ち入らないようにしてください。
所持金品の管理	所持品は、自己（ご家族）の責任で管理をお願いします。高価なもの、現金の持ち込みはお断りいたします。万が一、所持品を破損したり、紛失された場合、当施設では責任を負いかねますのでご了承ください。
宗教・政治活動	施設内での宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内でのペット飼育はお断りいたします。

12. 利用料金

当施設は、利用料金に関して、別表に記載している利用料金に基づき算定された月毎の請求金額を翌月10日以降に送付します。利用者は当月合計金額を、翌月末までに当施設の指定する方法でお支払いください。

13. この契約の締結は「日浦病院介護医療院 契約書関係一括同意書」へ必要事項を記入し、署名、捺印をもって締結することとします。

附則

この重要事項説明書は、令和8年4月1日より施行する。